

第 7 2 9 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和 3 年 10 月 11 日（月）

**【出席委員】**

清宮	眞知子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
亀田	雅子	委員
小澤	さおり	委員
横山	和子	委員
加藤	英典	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

**【事務局】**

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	相原	俊則

午後 3 時 31 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者はゼロでございます。傍聴人は 7 人となっております。それでは傍聴人をご案内いたします。

< 傍聴人入室 >

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長のほうから議事進行をお願いいたします。

○会長 はい。それでは、ただ今から第 729 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

議事の 2 『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等について、ご説明いたします。

『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをご覧くださいと存じます。前回審議会以降の 9 月 13 日から 10 月 10 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 2 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

9 月 16 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、9 月 17 日に告示をいたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に「ファミリールール講座」を合計 56 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、10 月 6 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は『自主規制団体からの聴き取り結果』として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2 ページ、3 ページでございますが、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を載せてございます。また、4 ページでございますが、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告する制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧ください。都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の9月の活動状況を載せてございます。

9月までに委嘱しております協力員は783名です。9月の活動者数は38名、調査店舗数は148店舗でございました。

確認する図書類でございますが、不健全図書として指定した図書類である『不健全指定図書類』、『成人向け』などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がなされた、小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類でございます。

この3種類の図書類につきまして、協力員の調査結果をそれぞれ表に示してございます。

まず、不健全指定図書類でございますが、不適切に販売している店舗はございませんでした。

また、表示図書類につきましては、包装されていない店舗が1店舗ございました。

類似図書類につきましては、区分陳列が適切に行われていない店舗が2店舗ございました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が3店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査は今月はございませんでした。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらは都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載したものでございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類、表示図書類、類似図書類の取り扱いについて問題のある店舗はございませんでした。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス・まんが喫茶等への実態調査は9月は実施してございません。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題がありました店舗につきましては、その場で是正措置を含め、条例を順守するよう指導してございます。

続きまして、7ページをご覧ください。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況を掲載してございます。先月と特に変動はございません。また、自動販売機立入調査については、9月は実施してございません。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 はい。説明ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 それでは、再開いたします。

では事務局から、本日の諮問事項について説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。本日の諮問事項につきましてご説明いたします。お手元の資料のうち、『調査・審議事項』と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

今回は1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。諮問第1158号でございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。『諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧』でございます。こちらに記載されました図書類は、令和3年8月30日から令和3年9月29日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計100誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます。条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が「BBC DELUXE『これから俺は、後輩に抱かれます 2』」でございます。令和3年9月10日付で株式会社リブレより発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、10月6日に自主規制団体から意見を聴取しております。その意見は3ページに取りまとめてございますので、3ページのほうご覧ください。

当日は、18名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が7名です。その主な内容は、「人格否定的な行為はみられず、互いの意思の尊重と気遣いもあり、ストーリー的には問題がないが、性的行為の描写があまりにも多く、体液や擬音の描写も多く、全編のかなりの部分を占めていて卑わい感をぬぐいきれない。指定該当やむなし。」などでございます。「指定非該当」の方は11名で、その主な内容は、「人格否定のない純愛漫画。性器の消しはしっかりしているものの、中盤以降、局部を強調している場面もある。体液や擬音の描写が多いが、それが必ずしも卑わいと露骨とかに繋がるとは思わない。局部のアップなどあるが、指定非該当。」などでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明についてご質問はございますか。特によろしければ調査に入ってください。よろしく願いいたします。

#### <図書審査>

○会長 それでは図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。それでは、小澤委員お願いいたします。

○小澤委員 はい。指定該当でお願いしたいと考えております。全体を通して性的行為の描写がとても多く、また、その中でも体液、擬音の描写が多く、とても卑わいな感じが強調されていると感じました。そのため指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次に亀田委員お願いいたします。

○亀田委員 指定該当でお願いします。基準となっている施行規則第15条第1項第1号のイ・ロについての該当性は、例えばイで見ましても全裸若しくは半裸又はこれに近い状態の姿態の描写は、明らかにあると思いますし、この描写だと卑わいな感じというのも見てもすぐ取れるかなという感じがいたします。ロについて見ても性的行為の露骨な描写が見受けられます

し、それで卑わいな感じを与えるというところも明らかにあるのではないかと考えております。イとロどちらかでもいいのですが、明らかに両方どちらにも当たるでしょうというふうに考えます。

○会長 はい。ありがとうございます。それでは次にC委員お願いいたします。

○C委員 性行為が本当に全体的に多いし、絵がきれいだとかって書いてあるんですけども、体液とか激しい描写が多くって、器具の使用も多く、危険な場面も多くありましたので、青少年の読むものとしてはふさわしくないと思います。指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。その次にF委員お願いいたします。

○F委員 はい。指定該当やむなしでお願いします。人格否定的な行為はありませんし、また、性器も白抜きで配慮も感じられるのは確かですが、いかんせん性的行為の描写や擬音や体液の描写が多過ぎます。それが全体のかなりの部分で繰り返されていますので、指定該当やむなしだと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい。作品はストーリー性があって、暴力的な部分がない。それから人格否定的な部分もないというふうに思います。私もこの自主規制団体からの聴き取り結果を拝見して、どのように捉えたらいいのかなと考えたんですが、中盤から後半に当たってですね。性描写が結構生々しくて、指定非該当とまではなかなか言い切れないなと考えております。これ保留という答えでもいいのでしょうか。

○会長 はい。どちらとも決めかねるという意味であれば。

○B委員 はい。そうですね。それでお願いいたします。

○会長 はい。では保留ということで分かりました。その次にD委員お願いいたします。

○D委員 はい。BLで絵もきれいで、ストーリーとしては人格否定に当たるとか暴力的場面はないとは思いますが。ただ青少年が容易に手に取って目にするとなると、性交場面が露骨で多くて、性器の形状もはっきりしていると思います。ですから指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい。確かにストーリー的には問題ないかなと思いますけれども、この本の中盤以降、性行為の描写が大変多くなりまして、大変大胆に描かれていると思います。あと体液、擬音の描写も大変多い。また、性器の部分は白抜きですけども、その形状がはっきり分かる

ようなかたちでわざわざ消してあるということで、白抜きしても行為が全部分かってしまう  
ということでございますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい。ストーリーは以前のものよりもあると思いますし、暴力的な絵でもないかな  
と思います。ストーリーも暴力的な内容はないかと思うんですが、性的描写が多く、施行規  
則第15条のイとロには当たると思いますので、指定やむなしでお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次に高島委員お願いいたします。

○高島委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。ストーリーは特に問題はないと思う  
んですけども、体液描写や擬音があまりにも多過ぎるためそのように考えました。以上で  
す。

○会長 はい。ありがとうございます。次に横山委員お願いいたします。

○横山委員 はい。擬音、体液描写、性的描写がほとんどを占めておりますので、指定該当で  
お願いします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にI委員お願いします。

○I委員 はい。LGBTQのこの時代にBL作品が女性によって描かれているケースがよくありま  
す。BL作品の判断基準に、暴力的な人格否定、人格破壊による性行為、あるいは薬物使用と  
か違法行為の連続、縛りも含めた強姦的な描写、さらには、修正がままならない性器の露骨  
なアップなどがあります。そうした観点からこの作品を見ますと、ソフトなストーリーで、  
人格破壊的な要素もほとんどないし、性器描写もかなり配慮されています。しかし、この作  
品は、過剰な性行為シーンの連続で、しかも擬音、擬態が多く、そのシーンのアップが続き  
ます。自主規制団体のメンバーのうち、半数以上が非該当としているのは、人格否定もなけ  
れば性器も消してあるし、違法行為もないからこの程度なら、という判断だと思います。“判  
断基準”に照らした場合、一面ではうなずけますが、やはりこういう生々しい性行為シー  
ンの連続描写、そのアップ、擬音、擬態のシーンなど、このような過剰な性描写の作品は、青  
少年の手に取るところではなく、区分陳列された場所に置くべきではないかと判断いたしま  
す。

○会長 はい。ありがとうございます。次にG委員お願いします。

○G委員 はい。18名参加した自主規制団体の打合せ会で過半数の11名が非該当ということ



で、私はその声を反映させていただき、尊重させていただき非該当とさせていただければと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。その次は加藤委員お願いいたします。

○加藤（英）委員 はい。私は全体としては性的行為の描写が非常に露骨だということと、それから体液や擬音の描写も多いということで、指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にE委員お願いいたします。

○E委員 純粋な恋愛ストーリーと捉えられる内容ではあるとは思いますが、性交描写が露骨で多いと感じるので、成人向けではないかというところで、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次に新内委員お願いいたします。

○新内委員 性的行為の描写が非常に多く、卑わいな感じを与えてしまったので、指定該当でお願いします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。では会長代理お願いいたします。

○会長代理 はい。性行為が非常にたくさん連想させる部分がありますし、体液、擬音描写もありますので、施行規則の卑わいな感じを与えというところに当たるとと思いますので指定該当でお願いします。

○会長 はい。ありがとうございました。それでは最後に私ですが、私も人格否定的なシーンはないものだとは思いました。ただかなりの部分については、むしろ性行為のアップなど露骨な表現がかなり散見される冊子のように思いました。従いまして、青少年が手に取ることにはふさわしくない、区分陳列にしたいと思います。指定該当でお願いします。

さて、このあと多数決で決めていくところですが、違うご意見の委員の方もいらっしゃるもので、何か追加でご発言しておきたいという委員の方いらっしゃいましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この審議会としては指定該当ということで答申をまとめたいと思います。よろしいですか。

< 「はい」 の声あり >

それでは、事務局からほかの連絡事項がありましたらお願いいたします。

○若年支援課長 事務局よりご連絡いたします。まず、資料の11ページをご覧いただきたいと存じます。都民の申出についてでございますが、9月処理分は郵送によるものが1件ございました。こちらは不健全図書類の指定に関するもので、匿名の都民と思われる方から、該当する週刊誌につきまして、東京都青少年健全育成条例の規定などに基づき、適切な措置を要望するという内容の申出でございました。

事務局におきまして当該雑誌を確認いたしましたところ、申出のあったページには、性的な体験談が文章と挿絵で紹介するかたちで掲載されておりました。事務局において内容を確認いたしました。これまでの指定図書類と比較して著しく性的感情を刺激するとはいえぬものであったため、条例施行規則第15条第1項の指定基準に該当するものとはいえぬ、不健全図書類として諮問するには至らないという判断をいたしましたところでございます。

内容については以上でございますが、ご意見ご質問等がございましたらお伺いしたいと思います。何かありますでしょうか。

○会長 皆さんよろしいでしょうか。特にご質問はございませんか。

それでは、そのほかの説明を続けてお願いいたします。

○若年支援課長 次回の審議会に諮問予定の映画がございます。作品名が『シチリアを征服したクマ王国の物語』というもので、申請者は有限会社ミラクルヴォイスでございます。試写会につきましては10月20日水曜日午後1時から。場所は中野駅から徒歩約5分のトムス・エンタテインメント試写室スタジオでございます。当日試写会に来ていただくか、DVD、オンラインでも視聴対応可能でございます。事務局からは以上となります。

○会長 それでは本日の調査・審議事項これで終了になりますが、全体について何かご質問等ございますか。はい。ではA委員。

○A委員 はい。ありがとうございます。今回の審議につきましては先ほど意見申しあげたとおりですが、今回自主規制団体の過半数が指定非該当ということで、自主規制団体のご意見と、この審議会の中の意見のバランスが若干違うかなというふうに感じておりまして、できれば今後の検討課題なのかもしれないですが、構成員なのか、もう少し議論を深められるような内容で進められるといいのではないかと思います。意見だけ言わせていただければと思います。どういふかたちがいいのかとまで、今考えられてはいないんですが、業界団体と審議会と、少し意見が違うところがあるんじゃないかということの思ったというところで、

意見を申し添えさせていただきます。

○会長 はい。ありがとうございました。何かほかにご意見おっしゃる方がいらっしゃいますか。また、事務局から今の件について補足の説明ございますか。

○若年支援課長 そうですね。今回自主規制団体の意見で、指定非該当の意見が多かったということでございますが、これまでもそういった図書はあったというところでございます。自主規制団体からの意見の聴き取りにつきましては、前回もご説明させていただきましたが、条例に基づいて行っているというところで、業界関係者からの意見を聞く機会を設けることによって慎重な手続きを踏むという趣旨でございます。毎回指定該当か非該当なのかの数字だけでなく、意見の内容も踏まえ、事務局では審議会に諮るかどうか検討させていただいております。今回につきましても、非該当としつつも判断に迷うようなご意見もございましたので、こういった意見の内容も踏まえまして、委員の方々にはご審議いただければと考えております。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。今日の議事録につきましても、自主規制団体の皆さんは後ほどご覧いただく機会があると思いますので、そこの中で当審議会がどういうふうな判断で、また、各委員がどう考えたかということは、自主規制団体の皆さんにも伝わるのだろうと考えています。

ではほかになにかご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了といたします。傍聴人の方が再入室するため、図書名が分かる資料はしまってくださいよう、お願いいたします。

<傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、本日審議会に報告した都民の申出が1件ございました。

不健全図書の告示予定日でございますが、令和3年10月15日金曜日を予定しております。プレス発表は告示日前日の令和3年10月14日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくようお願い申し上げます。

次回の審議会についてご案内いたします。次回でございますが、令和3年11月8日月曜日15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 はい。それでは本日の審議会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時17分閉会